

鹿沼市都市公園条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市都市公園条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市公園条例（昭和 4 5 年鹿沼市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の (2) の表鹿沼運動公園の部中

「

陸上競技場	一 般	2 時間	2 0 0
	中 学 生 以 下	2 時間	5 0
	専 用 利 用	1 時間	1 , 0 0 0

を

」

「

陸上競技場	一 般	1 時間	1 5 0
	中 学 生 以 下	1 時間	5 0
	専 用 利 用	1 時間	1 , 5 0 0

に改め、

」

同表栗野総合運動公園の部中

「

陸上競技場(サッカー)	一般	2時間	100
	中学生以下	2時間	50
	専用利用	1時間	300

を

」

「

陸上競技場(サッカー)	一般	1時間	100
	中学生以下	1時間	50
	専用利用	1時間	450

に改める。

」

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市都市公園条例別表第3の2の(2)の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。